

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社 佐藤渡辺（法人番号：5010401031200）
業者の住所：東京都港区南麻布1-18-4
- 2 指名停止措置期間：令和7年2月6日から令和7年4月5日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：沖縄防衛局管轄区域（沖縄県）
- 4 事実概要
上記有資格者の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁から談合罪で略式起訴された。
- 5 指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号イ（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領 付表第2

措 置 要 件	期 間
<p>1～7 省略</p> <p style="text-align: center;">（競売入札妨害又は談合）</p> <p>8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員</p> <p>9～16 省略</p>	<p style="text-align: center;">逮捕又は公訴を知った日から</p> <p style="text-align: center;">2月以上12月以内 1月以上12月以内</p>